

第1回令和9年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会会議録

令和8年6月1日（月） 14時00分～

委員長 それでは、定刻になりました。会議に先立ちまして、お願いがございます。この会議は公開でございます。審議の内容につきましては、議事録作成の都合上、録音をさせていただきます。

 それでは、これより第1回令和9年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会を始めます。

 私は、本審議委員会委員長を務めさせていただくことになりました近と申します。

 不慣れではございますが、藤沢市の子どもたちのために、静ひつな環境の中で公正に審議委員会を運営してまいりたいと思います。審議委員会の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

 また、本審議委員会規則第4条第3項にのっとり、職務代理者として加瀬委員を指名しております。それでは、加瀬委員、一言御挨拶をお願いいたします。

加瀬委員 ただいま委員長より職務代理者を賜りました加瀬晶と申します。一生懸命務めてまいります。よろしくお願いいたします。

委員長 加瀬委員、よろしくお願いいたします。

 次に、次第2「資料の説明」に入ります。事務局から資料についての説明をしていただきます。事務局、お願いいたします。

事務局 それでは、資料を確認させていただきます。ホチキス留め資料を御覧ください。

 初めに、1ページ、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則ですが、これは本審議委員会の規則でございます。

 4ページ、令和9年度使用藤沢市教科用図書の採択方針です

が、これは本年度の教育委員会としての採択に関わる方針を定めた資料でございます。

6 ページ、令和 9 年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会委員名簿です。

7 ページ、令和 9 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）です。

8 ページ、令和 9 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針です。この中の 11 ページに、令和 9 年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点が含まれております。これは文部科学省の通知を受けまして県の選定審議会を通して県教育委員会が通知したもので、教科書の調査研究の観点等でございます。

次に、13 ページ、教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）と、33 ページ、令和 9 年度使用教科書の採択事務処理について（通知）ですが、これは文部科学省より県に通知されました教科用図書採択に向けての方針でございます。

次に、とじ以外の資料です。特別支援学校の学習指導要領ですが、これは学校の教育課程の中心となるもので、文部科学省が作成し、教科書編修の根幹に当たる資料でもあります。お手元に 1 冊ずつ配付させていただいております。また、特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和 9 年度使用）がございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

それでは次に、次第の 3 番になります。「教育長から審議委員会委員長への諮問」です。

教育長

2026 年（令和 8 年）6 月 1 日

藤沢市教科用図書採択審議委員会委員長 様

令和 9 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）

藤沢市教育委員会は 2026 年（令和 8 年）5 月 21 日の教育委員会会議において「令和 9 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」を定めました。

教科用図書の採択にあたっては、国、県等の資料を踏まえて公正かつ適正を期し、学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択することが求められております。

そこで、貴審議委員会においては、「令和 9 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」及び神奈川県教育委員会通知に示されている「令和 9 年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」に基づき審議を行い、その内容を答申してくださるよう、ここに諮問します。

藤沢市教育委員会

教育長 宮原 伸一

委員長 ありがとうございました。委員の皆様には、これからの御審議をよろしくお願いいたします。

それでは、次第 4 番「議事」に入ります。

今年度の審議委員会の方針について、審議の都合上、あらかじめこちらで議案を用意してございます。

それでは、議案第 1 号「令和 9 年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会の審議方針（案）」について審議いたします。事務局に朗読していただきます。

事務局 それでは、お手元の議案を御覧ください。朗読させていただきます。

令和 9 年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会の審議方針
(案)

本審議委員会は、教育委員会の諮問に基づき、令和 9 年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会の方針を次のように定める。藤沢市立特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について、次の観点に基づいて審議を行い、その内容を教育長に答申する。

1 基本的な考え方

- (1)「令和 9 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」に基づき審議する。
- (2)「令和 9 年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」に基づき、調査研究した資料等を基に審議する。
その内容を教育長に答申する。

2 審議委員会日程

令和 9 年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会日程

- ア 令和 8 年 6 月から 7 月にかけて令和 9 年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の審議を 2 回行う。
- イ 第 1 回は、令和 9 年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会の審議方針について審議する。
- ウ 第 2 回は、令和 9 年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書について審議する。

3 提出させる資料

- (1) 事務局に該当校長からの特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書調査書をまとめさせ、審議委員会に提出させる。
 - (2) 教科書目録、特別支援学校教育要領・学習指導要領、令和９年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書見本、令和９年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針(「令和９年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」を含む)を資料として使用する。
- 以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

この議案につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。方針文が長いので、一つ一つ分けて伺いたいと思います。

まず、前文及び「１ 基本的な考え方」についてまではいかがでしょうか。

各委員 なし。

委員長 ないようでしたら、次に、「２ 審議委員会日程」についてはいかがでしょうか。

各委員 なし。

委員長 では、次に、「３ 提出させる資料」についてはいかがでしょう。

各委員 なし。

委員長 では、御意見、御質問がないようでしたら、原案どおりという
ことよろしいでしょうか。

各委員 はい。

委員長 それでは、全体を通して、ほかに御質問や御意見等はござい
ませんでしょうか。

各委員 なし。

委員長 では、特に御意見等ございませんので、この方針で皆様よろ
しいでしょうか。

各委員 はい。

委員長 では、御承認をいただけたということで、ありがとうございます
ます。それでは、第１号議案、令和９年度使用藤沢市教科用図
書採択審議委員会の審議方針（案）については承認をされまし
た。したがって、案の字をお取りください。

 はい、ありがとうございます。

 それでは、実質の審議につきましては第２回の審議委員会に
て行います。各委員の皆様におかれましては、本日の資料を参
考に、次回の審議委員会までの御準備をよろしくお願いいたし
ます。

 最後に、第２回審議委員会の開催日時でございますが、７月
６日月曜日午後１時３０分から、教育文化センター大会議室と
考えております。この日程でよろしいでしょうか。

各委員 はい。

委員長 それでは、方針に従いまして、次回は、令和 9 年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の審議を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局のほうから何か連絡はございますでしょうか。

事務局 委員の皆様、御審議ありがとうございました。

後日、各校長から提出される特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書調査書や令和 9 年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の見本本をお示いたしますので、次回の審議会までの準備をよろしくお願いいたします。

また、審議委員の皆様は、審議における公正確保という点において、常に公正な立場でお願いいたします。

事務局からは以上です。

委員長 ありがとうございました。それでは、これをもちまして第 1 回令和 9 年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会を閉会いたします。皆様、ありがとうございました。